

福生市指定暑熱避難施設 募集要項

1 目的

この要項は、福生市（以下「市」という。）を含む区域を対象に、熱中症特別警戒情報（改正気候変動適応法第19条第1項に規定する熱中症特別警戒情報をいう。）が発表された場合に開設する、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を市が指定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 指定要件

クーリングシェルターは市内に所在する民間施設で、次の要件を満たすことができるものとする。

- （1）適当な冷房設備を有すること。
- （2）滞在の用に供すべき部分について、必要かつ適切な空間の確保ができること。
- （3）クーリングシェルターの開放について、開放可能な曜日及び時間帯、受入可能人数などを事前に公表できること。
- （4）東京都に熱中症特別警戒情報が発表された時は、（3）で公開する開放可能日時において、当該施設を無償で開放できること。
- （5）クーリングシェルターに指定された際、施設の出入口などに指定施設であることを掲示できること。
- （6）市とクーリングシェルターに関する協定を締結すること。

3 指定施設の実施事項

クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の各号の内容を実施することとする。

- （1）冷房設備の適切な管理
- （2）休息用の椅子等の準備
- （3）東京都に熱中症特別警戒情報が発表されたときに、当該施設の受入可能な曜日及び時間帯にクーリングシェルターとして開放
- （4）各施設の出入口等、見やすい場所への市指定のクーリングシェルターである旨を示す掲示物等の掲示
- （5）クーリングシェルター利用者への対応

4 施設運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、気象庁及び環境省が定める熱中症特別警戒アラート運用期間中とする。ただし、開放期間中に協定を締結した場合は、締結日から運用期間を開始することとする。運用することができる曜日及び時間帯は、各施設の実情に応じるものとする。

5 応募方法

クーリングシェルターとしての指定を受ける者は、市の指定する方法で応募しなければならない。

6 指定の期間と更新

指定期間は、指定の日から年度末までとし、クーリングシェルターの指定を受けた者から事前の申出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

7 指定の解除

クーリングシェルターの指定を受けようとする者が次の号に該当する場合、指定を解除する場合がある。

- (1) 2に掲げる要件を満たさないとき。
- (2) 指定施設から指定解除の申出があったとき。
- (3) その他、市が不相当と認めるとき。

8 市の免責

クーリングシェルター利用者が施設等に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負わない。また、クーリングシェルターの運営に係る一切の費用については、市は負担しない。

9 委任

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。